

## 2 中川まちづくりプラン【中川駅前商業地区のバリアフリー】

### 1 横浜市の取組

横浜市では、平成24年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（建築物バリアフリーライフスタイル条例）」との統合等を目的に「横浜市福祉のまちづくり条例」の全部改正を行い、すべての人が、お互いに交流しながら、自分たちの住む地域で安心して生活ができ、自分の意思で自由にさまざまな活動に参加できる社会をつくっていく「福祉のまちづくり」を目指している。

### 2 問題点と解決策

改善項目	検討会で出された実情及び意見	解決の方向性	地域/行政の担当	初年度実施	区役所対応方針
車道と歩道間の段差の改善	(実情) ① 椅子は、車道と歩道の縁石の少しの段差（2~3cm程度）でも支え、越えるのが大変である。このような箇所は、至る所に見られる。	・段差がより緩やかになるように縁石の角を改修するなど、横浜市福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアルなどを参考に、土木事務所等と調整をし、場所に応じて適切で実現可能な方法を検討する。	・商業地区振興会 ・中川西町内会 ・牛久保西町内会 ・都筑土木事務所		・本市の基準で、交差点部の歩道の切り下げの高さは2cmとなっていることから、中川駅前商業地区のみを独自に低くすることは困難です。
歩道橋の階段・スロープ改善	(実情) ② 道橋に上がるためのスロープは長い回り道になり、かつ、勾配もかなりあるため（8/100）、車いすを押して上げるのは辛い。	・平坦な別ルートに迂回できれば、当該ルートに案内・誘導する。 ・迂回ルートがない駅前については、根本対策として「エレベーター」の設置が望ましい。短期的には障害者や車いす利用者が近くの商業ビル内エレベーターの利用ができるよう、市と事業者が協定を結ぶといった暫定的な対策が考えられる。	・商業地区振興会 ・中川西町内会 ・牛久保西町内会 ・ガーデンヒルズ自治会 ・ぐるっと緑道 ・都筑土木事務所		・本市の歩道橋では、バリアフリー施設を原則スロープとしています。また、既に施設整備マニュアルの基準に適合するスロープがあることから、エレベーターを設置することはできません。
狭くて勾配のある歩道の改善	(実情) ③ 車道脇の歩道（20cm高さ）は歩道部幅1.5mのため、車椅子はすれ違えない	・車道に沿って植栽部が幅1mあるので通行量の多い箇所には、所々にすれば違いできるように植栽をなくした交換	・中川西町内会 ・牛久保西町内会		・現在は予定していませんが、沿道や地域の自治会町内会の合意事項とし

改善項目	検討会で出された実情及び意見	解決の方向性	地域/行政の担当	初年度実施	区役所対応方針
	い。このような箇所は、数多く見られる。	箇所（幅2.5m）を設けることが考えられる。	・商業地区振興会 ・都筑土木事務所		であれば、歩道の大規模改修時にスペース確保を検討することは可能です。
	(実情) ③ マルエツ北側の広い車道脇の歩道（20cm高さ）は、住宅地からの車出入り口となる箇所が道路に向かって下り勾配を付けている。このため、勾配部では車いすが傾き、勾配部との下り上りも生じるため通行しにくい。このような箇所は、多数存在する。	・マルエツ北側の広い車道については、歩道を車道側に拡幅することが考えられる。 ・一般的には歩道をフラット化する改修が考えられる。ただし、この場合、住宅地との間に段差が生じるのでその対処が必要となることに留意する必要がある。また、通行量が少ないので費用対効果も問題となる。	・中川西町内会 ・牛久保西町内会 ・商業地区振興会 ・都筑土木事務所		・土木事務所が、歩道をフラット化する予定はございません。沿道の方の自費工事による対応となります。
	(実情) ④ マルエツ北側の広い車道脇の歩道（北側）は太い電柱が6本立っており、歩道幅が実質的に80cmになっている。 ・上記車道の南側の歩道上には、駐車場入口のステンレス製ポールが設置されており、歩道幅が狭まっている。	・電柱の車道側への移動により、狭さが緩和される。1箇所、歩道から電柱の一部が車道に張り出して電柱が設置されている個所があり、そこでは狭さを感じなかった。 ・④と同じく、歩道を車道側に拡幅してその際に電柱を移設することが考えられる。 ・歩行の障害となる歩道上のポールは撤去する。	・中川西町内会 ・牛久保西町内会 ・商業地区振興会 ・都筑土木事務所		・当該地域にお住まいの方々からの要望としてまとめていただき、電柱の設置事業者にお伝えいただくのが、もっとも直接的で早い方法です。なお、歩車道の別がある道路では、市の基準にもとづき、電柱は原則として車道寄りの歩道内に立てこととなっています。 ・歩道上のポールによって、歩道幅が1m未満になっている箇所がありま

改善項目	検討会で出された実情及び意見	解決の方向性	地域/行政の担当	初年度実施	区役所対応方針
					したら、ご相談ください。 ①
休憩用ベンチの増設	<p>(実情)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パレット前の歩行者専用通路には東側に3か所ベンチ（2基はフラワーBOX付き）を置いているが、西側はない。今後の検討課題である。なお、西側の車道を越えた花屋前にはベンチがある。</li> </ul> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体弱者が体を休められるように所々にベンチが欲しい。ベンチは椅子状のものである必要はなく、腰掛けられる丸太のようなものを置くだけでも充分である。</li> <li>・ベンチには、安全確保や道路専有許可が必要になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑道、公園等の共通課題である。</li> <li>・公園の間伐材を利用し、地域の子どもたちと一緒に簡単なベンチを作ることが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐるっと緑道</li> <li>・商業地区振興会</li> <li>・都筑土木事務所</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のところ、自転車歩行者専用道路にベンチを新たに設置する予定はございません。しかし、自治会町内会など地域が主体となってベンチを調達し、維持管理についても地域で継続的に行っていただけるという事であれば、道路にベンチを設置できる場合もございますので、具体的な場所がありましたらご相談ください。</li> <li>・また、ベンチの設置に伴い人が長居することになり、嫌がる近隣住民がいらっしゃるケースもございますので、調整が必要と思われます。加えて補足ですが、間伐材を利用したベンチは、破損や腐食が進みやすく、いたずら等の可能性が高いことも申し添えておきま</li> </ul>

改善項目	検討会で出された実情及び意見	解決の方向性	地域/行政の担当	初年度実施	区役所対応方針
					す。 ②
視覚障碍者の誘導用ブロック増加	(実情) ・視覚障害者誘導用ブロックは駅前からタクシー乗り場までとケアプラザ前に設置されている。  (意見) ・花と香りのみち、駅前歩道橋を歩く視覚障害者がおり、段差などに躊躇なつかしい心配である。	・「ふれあい通り」、「花と香りのみち」には誘導ブロックの設置が考えられる。「花と香りのみち」は歩道中央部にある電線埋設保護板を誘導ブロック兼用にできないか。  ・視覚障害者の方に意見を聞く必要がある。	・地域ケアプラザ ・中川西町内会 ・牛久保西町内会 ・商業地区振興会 ・都筑土木事務所		

## <2年目の活動>

- ① 都筑土木事務所と歩道上のポールによって歩道幅が1m以下になっている個所を確認し、改善する
- ② 商業地区内歩行者専用路上のベンチの必要性については中川ルネッサンスプロジェクトで検討する